

# 7月31日は土地家屋調査士の日です。



## 新築したとき

建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。(建物表題登記)

## 増築したとき

建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。(建物表示変更登記)

## 建て替えをしたとき

古い建物を取り壊して、新しく建物を建築したとき。(建物滅失登記→建物表題登記)



## 境界や面積を知りたいとき

境界を調査・確認し、現地を測量して面積を調べる(調査・測量)

## 分筆したいとき

相続・贈与・または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。(分筆登記)

## 宅地に変更したとき

登記簿の地目を宅地に変更します。(地目変更登記)

**全国一斉**  
**不動産表示登記**  
**無料相談会**

7月27日(土)	日光市市民活動支援センター	10:00～15:00
7月27日(土)	鹿沼市民情報センター	10:00～15:00
7月27日(土)	西那須野公民館	10:00～16:00
7月28日(日)	栃木第六区コミュニティセンター (栃木西部生きがいセンター)	10:00～16:00
8月6日(火)	宇都宮地方法務局真岡支局	10:00～16:00

境界のトラブルが発生したら  
境界問題解決センターとちぎ  
をご活用ください



**栃木県土地家屋調査士会**

宇都宮市野沢町3番地3 犬塚商事ビル1F TEL.028-666-4734